

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

議会運営委員会記録

日	令和7年11月20日（木）（閉会中）								
時	休憩 午前11時0分 開議 (な) 午前11時28分 散会								
場所	第1委員会室								
出席委員	前田 健一郎	田畠 直子	岳田 雄亮	桜井 秀夫					
	伊藤 隆広	三井 美和香	桝澤 洋平	亀井 琢磨					
	盛田 真弓	森山 和博	小松崎 文嘉						
正副議長	松坂 吉則（議長） 川合 隆史（副議長）								
担当書記	石黒 薫子 岡田 昌樹								
説明員	副市長 大木 正人								
	総務局								
	総務局長 久我 千晶	総務課長 濱木 功							
	議会事務局								
	議会事務局長 香取 徹哉	議会事務局次長 寺崎 勝宣							
	総務課長 石井 克幸	議事課長 安西 雅樹							
協議案件	調査課長 松木 ゆうき								
	1 議案について 2 請願について 3 陳情について 4 代表・一般質問について 5 説明員について 6 意見書案について 7 運営日程案について								
その他	議長挨拶								
委員長 前田 健一郎									

午前11時0分開議

○委員長（前田健一郎君） ただいまから議会運営委員会を開きます。

傍聴の皆様に申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証の記載の注意事項を遵守いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長挨拶

○委員長（前田健一郎君） 協議に先立ちまして、議長の御挨拶をお願いいたします。松坂議長。

○議長（松坂吉則君） 皆様、おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

日頃から議会運営に御協力いただいていることを、心から感謝申し上げる次第であります。

来週11月25日に招集されます第4回定例会におきまして、補正予算、条例議案等が数多く上程されますので、よろしくお願ひ申し上げます。代表質問や一般質問も実施します。

何かと慌ただしい時期ではございますが、委員の皆様には健康に留意され、円滑な議会運営に特段の御理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

議案について

○委員長（前田健一郎君） それでは、協議を行います。

初めに、議案について、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 議案の取扱いにつきまして、御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料1、配付資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

今回提出されております議案は、市長提出議案のみの51件でございます。

議案の内訳につきましては、予算案6件、条例案11件、一般議案34件となっております。

付託先につきましては、議案付託一覧表の左の欄に記載の委員会に付託いたしたいと存じます。

委員会別付託件数につきましては、5ページの欄外に記載してございます。総務委員会5件、保健消防委員会7件、環境経済委員会24件、教育未来委員会13件、都市建設委員会6件でございます。

議案の取扱いにつきましては、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

御質疑等があれば、お願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、以上のとおり決定いたします。

請願について

○委員長（前田健一郎君） 次に、請願につきましては、資料1、配付書類6ページを御覧ください。

今回提出されました請願1件を請願文書表に記載の委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、以上のとおり決定いたします。

陳情について

○委員長（前田健一郎君） 次に、陳情につきましては、資料1、配付書類7ページから11ページを御覧ください。

今回提出されました陳情5件を陳情文書表に記載の委員会に、議長において付託いたしますので、御了承願います。

代表・一般質問について

○委員長（前田健一郎君） 次に、代表質問及び一般質問についてであります。まず、代表質問につきましては、資料1、配付書類12ページ及び13ページを御覧ください。

代表質問通告一覧表の記載のとおり、通告者4名、通告時間3時間50分となっております。また、一般質問につきましては、14ページから17ページを御覧ください。

市政に関する一般質問通告一覧表の記載のとおり、通告者33名、通告時間12時間40分となつておりますので、御了承願います。

説明員について

○委員長（前田健一郎君） 次に、説明員につきましては、資料1、配付書類18ページを御覧ください。

今定例会に出席する旨、議長に報告がありましたのは、記載のとおりであります。

意見書案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、意見書案につきましては、資料2、令和7年第4回定例会意見書案のとおりであります。

提出会派の説明をお願いいたします。

まず、共産党さんからお願いいいたします。桟澤委員。

○委員（桟澤洋平君） それでは、ナンバー1から申し上げます。公立医療機関等に対する支援策を求める意見書案であります。

現在、医療機関の経営は、人件費の増加や物価高騰の影響により医療提供に要する費用が大きく増加しております。非常に厳しい状況に置かれています。とりわけ、大学病院や自治体病院など、日本の医療の中核を担う病院が過去最大の危機と悲痛な声を上げております。

国立大学病院全体では、2025年度の経常収支の赤字が400億円超と、前年度の1.4倍の見通しとなっております。また、86%の自治体病院では2024年度の経常収支が赤字となっておりまして、特に本市も両自治体病院も含む感染症指定医療機関、災害拠点病院、救急救命センター、

集中治療室のある病院などでは9割以上が赤字となっております。

危機の根本は、薬価を含む診療報酬のマイナス改定が続いてきたことであります。さらに、医療品、診療材料費の高騰、人件費の上昇が拍車をかけております。医療従事者の賃金は全産業平均に届かず離職を招いており、賃上げが必要なもの、診療報酬で補填できていない状況でございます。

こうした状況が続けば、地域で必要とされる診療が困難となるばかりか、地域全体の医療体制が崩壊し、住民の生命と健康が脅かされる事態も懸念されます。

医療機関の経営安定化を図るために、物価及び人件費の上昇を反映した診療報酬改定を行うとともに、緊急的な財政支援措置を講じる必要があると考えます。

よって、本市議会は国に対し、公立医療機関等に対する支援策を強く求めます。

続きまして、ナンバー2でございます。物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書案であります。

急激な物価高騰が国民の暮らしを直撃しておりますと、とりわけ生活保護を受給する人達は、2013年からの生活保護基準引下げによりまして苦しい生活を強いられております。止まらない物価高騰に、生活保護受有者は食事を1日2食にしている、エアコンをつけられないなど、悲鳴を上げております。

物価高騰以前に、2013年から2015年まで段階的に強行されました生活保護基準の引下げは、食費や光熱水費等に充てられる生活扶助基準を平均6.5%、最大で10%の引下げをし、利用世帯の96%に影響を及ぼす大規模な削減となっております。

この一連の基準引下げにつきましては、政府決定を違法とする司法判断が相次いでおりまして、本年6月には最高裁判所が生活保護費の減額決定を取り消す判決を下しており、司法判断を踏まえた国の対応が強く求められております。

生活保護基準が大幅に引き下げられたことで、その影響が長期間続いた上に、現在の物価高騰もありまして、生活保護受給者の生活は一層困難になり、生存権が侵害され続けております。過去にも、激しい物価高騰が続いた1973年、1974年には生活保護基準引上げなどの特別措置を6回行っているため、急激な物価高騰に対応して生活保護基準を緊急に見直すことは急務であると考えます。

よって、本市議会は国に対し、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを強く求めるものであります。

続きまして、ナンバー3です。スパイ防止法に反対する意見書案であります。

本年10月20日、自民党と日本維新の会が交わした連立政権合意書の内容として、以前から両党が目指していたインテリジェンススパイ防止関連法制について、2025年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させると明記をされました。

しかしながら、日本がスパイ活動で被害を被った具体的な事実はなく、政府も本年8月15日に、質問主意書に対する答弁書で、各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑制力が全くない国家であるとは考えていないと回答しております。

そもそも、1985年に自民党が提出した国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案は、国防、外交に関わる国家秘密や探知、収集、外国に通報などの行為類型が広範囲、無限定でありますと、国会議員の国政調査、報道や言論活動、市民の日常会話まで監視、摘発、処罰の対

象となり得る悪法でありまして、国民の反対世論の高まりを受け、廃案となっております。

先の参院選でも、参政党の神谷代表が街頭演説で、公務員について、極端な思想の人達は辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法と発言しており、いわゆる戦前の治安維持法や軍機保護法などによる国民弾圧と同じようなことが起き得る危険性は否定ができないと考えます。

よって、本市議会は国に対し、スパイ防止法に反対するよう強く求めるものであります。

続きまして、ナンバー4です。議員定数削減に反対する意見書案であります。

自民党と日本維新の会の両党による連立政権合意書には、本年10月召集の臨時国会の会期中に、衆議院定数の1割削減を目指すことが明記されました。

そもそも、日本の国会議員定数は人口100万人当たり5.6人と、O E C D、経済協力開発機構加盟国38か国中、36番目の水準でございまして、イギリスと比べても4分の1程度にすぎません。今でも少ない日本の国会議員定数を削減すれば、さらに国民の声が国会に届きにくくなってしまうのは明らかであります。

小選挙区は各選挙区で最大得票の候補者1人しか当選できないため、それ以外の候補者の得票は議席に結びつかない死票となります。他方、比例代表につきましては、票数に応じて定数内で政党候補者の当選人数が決まるため、民意が正確に反映されます。そのため、比例代表の定数削減におきましては、小選挙区が持つゆがみをさらに拡大させて、少数意見の切捨てにつながるものであります。

仮に国会議員50人を削減した場合に縮減できる支出は年間約35億円ですが、公費の縮減におきましては、国民の税金から年間約315億円も各政党に配分される政党交付金の見直しこそ議論すべきであり、国会議員定数の削減に当たっては、民意を適切に反映できる選挙制度の見直しも含めた丁寧かつ総合的な議論が必要であると考えます。

よって、本市議会は国に対し、議員定数削減に反対するよう強く求めるものです。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 次に、自民党さん、お願ひいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） ナンバー5、産後ケアの拡充を求める意見書案について、まず説明を申し上げます。

産後ケア事業につきましては、本市でも国の交付金を活用させていただいて事業を実施しているところは御承知いただいているかと思いますが、市町村をまたぐ産後ケアの利用、いわゆる里帰りの方の利用や、補助対象外となっている産婦の移動支援、委託先の確保など、対応できない課題が多く残っております。また、産後ケアのサービスを利用するに当たって、小さい兄弟がいらっしゃるところは、兄弟の受け入れをしてもらえる環境、施設は非常に重要なのですが、そこが非常に少なくて、いわゆる上の子問題と言われるように、保育施設やベビーシッターや組み合わせて利用しなければならないといった、いろいろな細かいニーズがある中で、国の産後ケアの交付の対象になっていないところもあって、この意見書案を提案させていただきました。

- 1、産後ケア事業の現場が抱える課題とニーズを早急に調査し、実態を把握すること。
- 2、産後ケア事業の委託先確保などの支援とともに、里帰り出産にも対応できるよう、市町村ごとにサービスの利用のしやすさに差異が生じないようにすること。

3、市町村、民間事業者サービスの手続を簡易化するために、産後ケアのみならず、産後ケアを利用する際の兄弟の預け先に係る申請、予約などの手続がワンストップで完結できるようにすることを求める意見書案を提案させていただきました。

続きまして、ナンバー6、テレビ受信機能つきカーナビ搭載公用車におけるNHK受信料の全額免除制度の創設を求める意見書案の御説明をさせていただきます。

NHKの受信料は、テレビが見られるものは全て契約しなければいけないということは多分御承知いただいていると思うのですけれども、実はテレビの視聴を目的としない、あくまで目的地までのルート案内等のために設置されたもので、たまたまテレビ機能がついていたものについても、現行のルールですと契約しなければいけないルールになっております。

そのような中で、例えば、スクールバスや社会福祉施設等においては、自治体が申請すればこれを全額免除できる制度がありますので、そこを公用車のカーナビについても適用を広げるという趣旨になっております。

最後の文章、本市議会は国に対し、テレビ受信機能つきカーナビ搭載の公用車におけるNHK受信料の全額免除制度の創設を求めるということです。

続きまして、ナンバー7、私立幼稚園教諭の待遇改善を求める意見書案についてです。

こちらは、保育士もしくはこども園の保育士につきましては、県内市町村が行う保育士の待遇改善に係る事業ということで、様々な補助メニューがある中で、一方で私立幼稚園の先生方に対しては、県独自の支援事業があるのですが、保育と比べたときに手厚くない状況がありますので、私立幼稚園に対しても認可権者でございます千葉県が保育士と同等の待遇改善を講じて、質の高い幼児教育の提供体制を確保する必要があるという趣旨でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりでございます。

御質疑等があればお願ひいたします。梼澤委員。

○委員（梼澤洋平君） 自民党の意見書案について確認させていただきたいと思います。

ナンバー6の全額免除について、実際問題、私も勉強不足なのですが、千葉市の公用車につきまして、受信料をどれぐらい払っているか、情報は持っていますか。

○委員長（前田健一郎君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） それぞれが所有する公用車についてはそれぞれの所管でお支払いをしている関係があつて、取りまとめは管財課になるだろうと思って管財課に確認したところ、詳細までは把握できていないというお話ではありました。年間数十万円ぐらいのコストまでは把握できているというお話ではありましたので、それより少しは上がるだろうという状況です。

○委員長（前田健一郎君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。ありがとうございます。

すみません、もう一点だけ。ナンバー7の、県の人才確保支援事業の一環として、施設型給付の支給を受ける園に対しては、改善自体が講じられていないのだと。これは、千葉市の私立幼稚園の中でも何園か講じられていない園が実際問題あるのか、その辺はどうなのでしょうか。真ん中ら辺にあります、県独自の県私立幼稚園人材確保支援事業の一環として、月額2,000円が支給されるにとどまっており、施設型給付の支給を受ける園に対しては県独自の待遇改善自体が講じられていませんと書いてあるので、要するに、実際問題そのような園が結構あるのか

という実態感、あるいはその辺の受け止め方はいかがかと思いまして。

○委員長（前田健一郎君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 個別の件数までは把握できていないのですが、一般論的な話になってしまふのですけれども、県事業によって補助を受けている幼稚園もありますし、講じられていないところもあるという話の中で、比較としては保育園で受けている保育士への支援と、メニューとしても金額としても全く離れてしまっていますし、支援メニューとしても差が出てきてしまっているので、その差を埋めてほしいという趣旨になっています。要は、そのようなことです。すみません、少し抽象的ですが。

○委員長（前田健一郎君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） すみません、私も勉強不足で、そのような実態が実際どれぐらいあるのかという素朴な疑問でした。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（前田健一郎君） ほかにございますか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ナンバー3と4について確認させていただきたいと思います。

スパイ防止法に反対する意見書案の中身を読むと、何に反対しているのかが少し分かりづらく、自民党と日本維新の会が交わした連立政権合意書のことについて言っているのか、過去の1985年の廃案になったものに反対しているのか、しまいには参政党の神谷代表の発言が引っ張られてきて、参政党がこれに関係するのかどうか分からぬのですが、そこを反対しているのか、どういうところを眼目として反対されているのか、対象を教えていただきたいと思いました。

ナンバー4については、議員定数削減に反対する意見書案ということですが、これも、例えば、1割という削減の根拠のことや、1割の規模のことを反対するのか、それとも比例区を対象としているところに対して反対しているのか、それともそもそも議員定数削減そのものを、1人たりともそれは許さないという反対の趣旨なのか、その辺もはっきり教えていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（前田健一郎君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） ありがとうございます。

まず、スパイ防止法に関する御質問を頂きました。

どこが要点なのか端的に言うと、過去、1985年に起きた事案がございまして、そのときも国民的な多数の反対の世論があった中で、国際情勢がいろいろ変わっていく時代の変化は当然あります。他方で、今回、いろいろと書いてはいるのですが、我々としては、そもそも中段に書いてあるとおり、政府はスパイ天国ではないといって、秘密保護法など、法律をたくさんつくってきました。ある意味、そこにどこまで立法事実があるのかも、我々としては必要性を感じ得ないわけでございます。

もう一点は、最後に言っているとおり、拡大解釈をされて、職員の思想調査まで及んでいく可能性を示唆するような政治的発言も生まれている中で、それは極めて危険な方向に行きかねないという危惧を表明させていただいているので、全体的に我々としては法案に対して懐疑的ですという御理解をいただければと思います。

続いて、議員定数の件ですが、これは確かに国民感情として、今の国会議員の裏金問題があつたりという中で、削減してほしい思いは当然あるのでしょう。他方、ここにも書いてあると

おり、人口比で見ますと、日本の国会議員数はそもそも少ないという大前提がございます。ですから、我々が、1割が0.5%ならいいのかということでもありませんし、ここにも書きましたが、選挙区全体の、選挙制度も含めた全体的なトータル的な議論が必要ではないか。これはある意味で、2つの政党が合意したから進められる話ではないであろうことも含めて、まずは丁寧な議論をしていただきたいということも含めた意見書案になりますので、基本的には議員自体を減らすことには反対ですし、とはいえた選挙の問題はしっかり丁寧な御議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） ほかにございますか。

質疑もないようですので、これらの意見書案につきましては次回以降に御協議願いたいと存じます。

運営日程案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、運営日程案について事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 引き続き着座にて失礼いたします。運営日程案につきまして御説明申し上げます。

資料1、配付資料の19ページをお開きいただきたいと存じます。

会期につきましては、11月25日火曜日から12月12日金曜日までの18日間を予定してございます。

初日、開会日の11月25日火曜日は午後1時開会でございます。

開会後は、諸般の報告、会議録署名人選任、会期の決定、議案の上程、上程提出理由がございまして、最後に請願の委員会付託がございまして、この日は散会でございます。

本会議散会後は議案研究を行っていただきますが、期間は11月26日水曜日までの2日間でございます。

議案研究日程表につきましては、当日配付させていただきます。なお、議案質疑の通告締切りは、11月26日の午後4時となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

11月27日木曜日は休会日でございます。

11月28日金曜日は午後1時開議でございまして、議案質疑、そして常任委員会の付託でございます。12月1日月曜日と12月2日火曜日は常任委員会でございます。

12月3日水曜日と12月4日木曜日の2日間は代表質問でございます。

12月3日は午後1時開議で、代表質問は2会派でございます。なお、この日の午前11時開会の議会運営委員会は、意見書案の調整等がございましたら開会させていただく予定で記載しております。開催しない場合は、こちらから中止の旨の御連絡をさせていただきます。

12月4日は午前10時開議で、代表質問は2会派でございます。

12月5日金曜日から12月11日木曜日までの5日間は一般質問でございます。質問者につきましては、運営日程案に記載のとおりでございます。

12月5日は午前10時開議でございます。12月8日月曜日は午後1時開議でございます。12月9日火曜日は午前10時開議でございます。

なお、この日は請願、陳情の2回目の締切日としておりまして、締切り時刻は午後5時とさせていただいております。

12月10日水曜日は午後1時開議でございます。12月11日木曜日は午前10時開議でございます。なお、この日の午後休憩時に、最終日の本会議の議事の流れ及び意見書案等の協議のため、議会運営委員会を開催させていただきたいと存じます。

最終日、12月12日金曜日は午後1時開議でございます。委員長報告、討論、採決でございます。その後、意見書の審議をお願いし、最後に市長の御挨拶がございまして、閉会でございます。

運営日程案につきましては、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、以上のとおり決定いたします。

以上で、議会運営委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時28分散会